

## 空き家利活用促進支援（利用準備支援）補助金事業 Q & A

### Q 1. どのような事業が「補助対象」となるのか？

A 1. 町内施工業者又は空き家バンクに登録された家屋の所有者等若しくは  
空き家バンクを利用して空き家を買ったり借りたりする者が実施する、空  
き家バンク登録物件に現存する家財道具等の搬出及び処分並びに屋内及び  
屋外の清掃

### Q 2. 空き家とはどのような物件ですか？

A 2. 空き家バンクに登録された物件とします。

### Q 4. 町内施工業者とは？

A 4. 町内に「本店」のある業者を指します。下請け業者は、町内外問いま  
せん。

### Q 5. 既に終わっている事業（また、既に開始している事業）は、補助対象 となるか？

A 5. 補助対象となりません。補助金交付申請をしていただいた後、町が審  
査を行い、補助金の交付決定をした事業のみが対象です。

### Q 6. 役場で業者を紹介してくれるのか？また、役場で業者を指定している のか？

A 6. 本事業では、町内施工業者を利用させていただくこと以外は、特に業者  
の指定はしていませんし、紹介もしておりません。

### Q 7. 申請時に必要なものは何か？

A 7. 「香美町空き家利活用促進支援（利用準備支援）補助金交付申請書」、  
「空き家利用準備作業に要する費用が確認できる書類（見積書等）」、「印鑑」  
をご持参ください。

### Q 8. 申請は、工務店など代理人に代行してもらっても良いか？

A 8. 代理での申請も可能です。その場合、「代理届」等、特に必要な書類は  
ありませんが、申請者はあくまで事業を実施する者です。

### Q 9. 補助金交付決定を受けた後に、事業の内容が変わった場合は？

A 9. 「補助金等変更交付申請書」をお渡ししますので、変更申請の手続きを  
行っていただきます。

### Q10. 実績報告時に必要なものは何か？

A10. 「香美町空き家利活用促進支援（利用準備支援）補助金請求書（空き家  
利用準備作業完了報告書）」、「空き家利用準備作業に要した費用が確認でき

る書類（領収書等）」、「印鑑」をご持参ください。

**Q11. 4/1 から申請受付だが、申請を出したら決定を待たずに事業着工を行ってもよいか？**

A11. 交付決定される前に着工すれば、補助対象外となります。なお、申請から交付決定までに最低5日間（土日祝日を除く）の事務手続期間を要しますので、ご理解をお願いします。